

5 各教育主体の教育内容と教育方法の例

(1) 販売事業者

特色


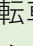
- 多くの自転車利用者と接する機会があり、自転車の種類ごとの知見を有する。
- 実際に乗る運転者と自転車に応じた教育内容を選択できるほか、自転車に乗ることの保護者も含めてアドバイスを行うことにより、家庭における交通安全意識の醸成が期待できる。
- 販売時等に効果的な教育を行うとともに、自転車購入者に対する教材を配布することができる。

主な教育の対象

全ライフステージ

- ※ p.14「未就学児」、p.20「小学生（1～3年生）」、p.27「小学生（4～6年生）」、p.37「中学生」、p.46「高校生」、p.54「成人」、p.64「高齢者」参照

「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	幼児同乗用自転車、電動アシスト自転車の特性や運転時の注意点
教育方法 (例)	・幼児同乗用自転車等の運転時の注意点（参照：p.56「  こどもを乗せて自転車を運転するときの注意点」、p.59「  電動アシスト自転車の交通事故と運転時の注意点」）について試乗を通じた説明、リーフレット等を示しながらの説明
教育内容	自転車の基本的な操作と乗車姿勢、体格に合った自転車に乗ることの重要性
教育方法 (例)	・販売時や試乗時における自転車の正しい乗車姿勢・ブレーキ操作等の基本操作についての説明 ・サドルの調整・固定方法や自転車の点検整備の具体的方法の実演とポイントの説明

教育を行うときのポイント

- ・体格に合わない自転車は、「正しい姿勢で乗車できず転倒等の事故につながる」など具体的な危険を挙げ、こどもの成長に合わせてサドルの高さの調整をすることが必要なことを説明しましょう。

「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	普通自転車が通行できる場所
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> 普通自転車が通行できる場所を説明（参照：p.105「1 道路交通法上の自転車の位置付け」、p.106「2・3 自転車の通行場所と通行方法」） 普通自転車の規格外になる自転車は歩道を通行することができないなど、普通自転車の通行場所・通行方法と異なることを説明（販売する場合）
教育内容	各ライフステージで重点的に教育すべき交通ルール
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> 交通ルールが記載されたリーフレットの配布とリーフレットに基づく説明 周辺地域の事故多発地点や、各ライフステージにおける事故実態の説明 販売等の受付時間を利用した交通ルール理解度テストの実施や交通ルール学習動画の視聴 自転車と同時のヘルメット購入を促すとともに、こどもに同伴する保護者を含め、全ての年齢でヘルメットの着用が努力義務となっていること、ヘルメットを正しく着用したときの被害軽減効果について説明
教育内容	点検整備の着眼点と方法
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の安全な走行を維持するため、定期的（年1回が目安）に自転車点検をすることが重要であることの説明 BAAマーク、SGマーク、JISマーク、TSマークといった自転車の安全性を示すマークの意味について説明（参照：p.72「column 8 自転車の安全性を示すマーク」）

教育を行うときのポイント

- 口頭による説明のほか、交通ルールが記載されたリーフレットを活用し、自転車の通行場所と通行方法、指定場所における一時停止など重要なポイントを具体的に示しながら説明しましょう。

【事例】店頭でのリーフレットの配布

株式会社あさひでは、自転車の製品や機能以外に、交通ルール等が記載されたリーフレットを作成し、自転車を販売するときに、購入者に配布しています。



表紙



「ぶ・た・は・しゃ・べる」



「自転車利用五則」等

Column8

自転車の安全性を示すマーク

自転車の安全基準として参考となるのが、車体に貼付されているマークです。

マークの中で、普通自転車に深い関わりのあるものとして、主にBAAマーク、SGマーク、JISマークがありますが、いずれもメーカー出荷時に貼られるものです。点検整備済証のTSマークは自転車安全整備店として登録された自転車店の自転車安全整備士が点検・整備したときに貼り付けられるもので、傷害保険と賠償責任保険が1年間ついています。他のマークが貼付された自転車に点検整備済証のTSマークが加わることで、より安全・安心に利用することができます。

(参考：自転車の安全利用促進委員会HP)

名称	BAAマーク	SGマーク	JISマーク	TSマーク (点検整備済証)
マーク貼付の タイミング	メーカー出荷時	メーカー出荷時	メーカー出荷時	自転車安全整備店 での点検時
交付団体	一般社団法人 自転車協会	一般社団法人 製品安全協会	工業標準化法による JIS認証取得者	公益財団法人 日本交通管理技術協会
説明	消費者の安全を第一に、業界自主基準である「自転車安全基準」を制定し、更に環境負荷物質使用削減も取り入れ、安全・安心だけでなく環境にも配慮した製品を目指している。これらの基準に適合した自転車に貼付されているのが「自転車協会認証」BICYCLE ASSOCIATION(JAPAN)APPROVEDマーク。	対象製品ごとに安全性に関するSG基準が定められ、その基準に適合した製品に貼付されるマーク。同協会では自転車を含む各種消費生活用製品の安全性を認証している。また、対人賠償責任保険が付いており、自転車の有効期限の目安は購入日から5年間。Safe Goodsマーク。	国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者が、認証を受けた製品又はその包装等に表示することにより、その製品が該当するJIS規格に適合していることを示すマーク。現在、登録認証機関には、一般財団法人日本車両検査協会、一般財団法人日本品質保証機構などがある。Japanese Industrial Standardsマーク。	同協会に自転車安全整備店として登録された自転車店の自転車安全整備士により点検・整備を受けたことを示すマーク。点検整備済証のTSマークには青色マーク、赤色マーク、緑色マークの三種類があり、傷害保険と賠償責任保険が付いている。TRAFFIC SAFETYマーク。



「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	刑事・民事上の責任の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none">・交通事故を起こした場合の損害賠償責任について、実際に自転車の交通事故で多額（9,500万円超）の賠償金が命じられた事例（参照：p.73「25 損害賠償事例と自転車損害賠償責任保険等の加入」）を紹介するなどして説明・販売時に、条例に基づく自転車損害賠償責任保険等の加入を促す

教育を行うときのポイント

- ・都道府県によっては、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっていることを説明しましょう。

25 損害賠償事例と自転車損害賠償責任保険等の加入

自転車損害賠償責任保険等への加入義務に関する条例は、平成27年10月に初めて兵庫県で施行され、その後も多くの地方自治体で義務化や努力義務とする条例が制定されています。

令和6年4月1日現在、34都道府県において、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化、10道県において努力義務化する条例が制定されています。

【高額賠償の事例】

賠償額：約9,500万円（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）

- ・男子小学生（11歳）が夜間、自転車で帰宅途中に歩道と車道の区分の無い道路（坂道を下っている途中）において、歩行中の女性（62歳）と正面衝突した
- ・女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らず、寝たきりの状態となった
- ・裁判所は、男子小学生の母親に対し、自転車の運転に関する十分な指導や注意をしていたとはいえ、保護者の監督義務を果たしていなかったとして、約9,500万円の損害賠償を認めた

令和6年4月1日現在

条例の種類	都道府県
義務 (34都府県)	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務 (10道県)	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県
未制定 (3県)	島根県、長崎県、沖縄県

(参考：国土交通省)